「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号: 2023-1-1035

課題名:放射線治療における3次元検出器の性能評価に関する研究

1. 研究の対象

2022年2月1日から 2024年3月31日までに当院で放射線治療を受けた 20 歳以上(治療開始日時点)の方

2. 研究期間

2023年5月(研究実施許可日)~2025年3月

3. 研究目的

IMRTは高精度な放射線治療を行う上で必要不可欠な技術であるが、その精度と安全性を担保するために線量分布検証が必要となる。それを行うために3次元検出器が多く用いられるが、市場にはいくつかの種類の検出器があり、さまざまな特性を持つ。そのため、同じデータに対する検証結果が異なってくる。患者さんへの投与線量は放射線治療の治療効果に影響が大きいパラメータのひとつであり、それを検証する3次元検出器の特性の違いを明らかにすることにより、線量分布検証を正確に行うことができる。

本研究の目的は放射線治療において、異なる3次元検出器の特性の違いを明らかにすることである。

4. 研究方法

当院において放射線治療を行った既存の臨床照射プランを複数の3次元検出器で測定する。その結果を解析し、検出器ごとの特性の違いを明らかにする。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報:病歴、治療歴、放射線治療のデータ 等

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

8. 利益相反(企業等との利害関係)について

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

本研究は、運営費交付金を使用し、通常診療の範囲内にて実施します。

本研究の対象者は東北大学病院にて放射線治療を受けた方であり、当該治療には㈱エレクタが製造販売している装置を使用します。本研究の研究責任者の所属分野の長である神宮啓一教授は、㈱エレクタより寄附金を受けています。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利 書関係に追加・変更が生じた場合は、所属機関において利益相反の管理を受けることにより、 本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、 研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理 人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出 ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

佐藤 裕幸(東北大学病院 診療技術部放射線部門) 仙台市青葉区星稜町 1 - 1 東北大学病院 放射線治療室 022-717-7435

研究責任者:

佐藤 清和(東北大学病院 診療技術部放射線部門) 仙台市青葉区星稜町 1 - 1 東北大学病院 放射線治療室 022-717-7435

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先:「9. お問い合わせ先」 ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- <人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合